

平成 27 年度 大阪府河川整備審議会 第 1 回治水専門部会 議事要旨

日 時 : 平成 27 年 5 月 26 日 (火) 18:00~20:20
場 所 : 大阪府公館
出席者 : 多々納部会長・綾委員・田中丸委員・堀委員 計 4 名
(欠席: 小笠原委員)

まとめ

近年の降雨を踏まえた取組みについて

<洪水時における情報提供の充実について>

- ・「破堤」の形態を「越水」と「漏水・侵食」の2つのモードで整理することは合理性があると考えられる。
- ・「越水破堤」に対する氾濫危険水位の設定方法に関して、避難時間に要する時間が確保できる河川に適用する「設定方法①」については概ね了承。水位上昇が急激で避難時間の確保が困難な河川に適用する「設定方法②」については、整理のうえ再度説明すること。
- ・氾濫危険水位は、避難時間や避難の仕方などを総合的に判断して設定しているが、具体的な設定事例について、水位上昇速度等の算定方法及び横断面等を用いて説明すること。

<近年の降雨を踏まえた取組みについて>

- ・「集中豪雨」等、検討対象とする降雨の定義を明確にし、その降雨により大阪府域で近年発生した浸水被害の具体事例を示すなど、データの充実を図ること。

概 要 : [以下、○委員 ●事務局]

近年の降雨を踏まえた取組みについて

<洪水時における情報提供の充実について>

- 今検討に使用した降雨の規模、またその降雨が実績降雨かモデル降雨か、その他、水位上昇速度及び水位到達頻度の算定方法、危険箇所と水位観測地点における横断面と水位の関係、避難時間等について整理すること。
- 河川計画上、HWL に達したときに破堤が生じると仮定しているが、その一連の議論と、今回の氾濫危険水位の設定についての議論の整合性は保たれるのか。
- HWL を超えた水位で生じる漏水、侵食による破堤は、「漏水・侵食」の破堤モードに含まれると考えられる。今回設定する氾濫危険水位は、あくまで「越水」により破堤する場合を前提として検討したものであり、越水が始まるまで、漏水、侵食による破堤が生じないことを担保したものではない。よって、今回対象としている「越水」による破堤のみならず、「漏水・侵食」による破堤の対策も併せて検討することが重要である。
- 一般論として、施設の計画をする際の安全性の考え方と、その運用を始めてから危機対応としての施設の能力の評価については、ダブルスタンダードとして整理しても矛盾はないと考えられる。
氾濫危険水位及び避難勧告の持つ意味、つまり避難時間は目安であって、確実な避難時間を保障しているものではないということが、情報の出し手と受け手の間で共有されていけば問題ないと思う。

○「破堤」の形態を「越水」と「漏水・侵食」の2つのモードで整理することは合理性があると考えられる。

「越水破堤」に対する氾濫危険水位の設定方法に関して、避難時間に要する時間が確保できる河川に適用する「設定方法①」については概ね了承。水位上昇が急激で避難時間の確保が困難な河川に適用する「設定方法②」については、整理のうえ再度説明すること。

氾濫危険水位は、避難時間や避難の仕方などを総合的に判断して設定しているが、具体的な設定事例について、水位上昇速度等の算定方法及び横断面等を用いて説明すること。

<近年の降雨を踏まえた取組みについて>

○「集中豪雨」等、検討対象とする降雨の定義を明確にし、その降雨により大阪府域で近年発生した浸水被害の具体事例を示すなど、データの充実を図ること。